

飾磨中央公園再整備・管理運営事業
特定公園施設譲渡契約書（案）

令和 7 年 4 月

姫路市

飾磨中央公園再整備・管理運営事業

特定公園施設譲渡契約書

姫路市（以下「甲」という。）と、署名欄記載の各構成法人（以下総称して「乙」という。）は、飾磨中央公園再整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）における特定公園施設の譲渡に関して、以下のとおり譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約において別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、甲及び乙の間で締結された令和●年●月●日付「飾磨中央公園再整備・管理運営事業 Park-PFI 基本協定書」（以下「Park-PFI 基本協定」という。）に定められたとおりとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、特定公園施設の譲渡に関する事項については、本契約のほか、Park-PFI 基本協定並びに公募設置等指針等及び認定計画が適用されることを確認する。

2 乙は、Park-PFI 基本協定の規定に従って、特定公園施設を整備して甲に譲渡するものとする。

3 乙の各構成法人は、本契約に基づく乙の義務を連帯して履行する責任を負う。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価（以下「譲渡対価」という。）は、金●円（うち消費税及び地方消費税額金●円）とする。

（物価の変動に基づく譲渡対価の変更）

第3条 甲又は乙は、Park-PFI 基本協定別紙2第5項に規定する特定公園施設の建設業務（以下「建設業務」という。）の期間内であって本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における物価水準の変動により譲渡対価が不相当となったと認めたときは、相手方に対して譲渡対価の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（建設業務において乙が負担する費用の額（以下「建設費用」という。）から当該請求時の出来形部分に相応する建設費用を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額に相当する額につき、譲渡対価の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により譲渡対価の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく譲渡対価変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、譲渡対価が不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、譲渡対価の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、譲渡対価が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、譲渡対価の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、譲渡対価の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(特定公園施設の引渡し)

- 第4条 乙は、Park-PFI 基本協定第68条第1項に基づき、特定公園施設引渡予定日において、別紙に記載する特定公園施設の引渡しを行うものとし、甲は、Park-PFI 基本協定第58条及び第59条に基づく完了検査及び完成確認の手続が完了し、Park-PFI 基本協定第59条第3項の完成確認通知書が交付されたことを条件に、引渡しを受けるものとする。
- 2 前項に基づき引渡しが行われた特定公園施設は、当該引渡しと同時に、所有権が甲に移転する。
 - 3 甲が所有権取得に関する不動産登記を行う場合において甲が要請したときは、乙の費用において必要な書類作成その他の協力を行う。

(特定公園施設譲渡対価の支払)

- 第5条 乙は、前条第1項により特定公園施設を甲に引き渡した後、譲渡対価の支払を書面により甲に請求する。
- 2 甲は、乙から前項の譲渡対価の請求を受けた日から30日以内に、譲渡対価の全額を、乙に対して支払う。

(契約不適合責任)

- 第6条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、Park-PFI 基本協定第70条の規定するところによる。

(遅延利息)

第7条 甲が本契約に基づき行うべき支払いを遅延した場合、未払額につき、延滞日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める遅延利息の率で計算した額の延滞利息を、乙に支払う。

(契約の解除)

第8条 第4条による特定公園施設の引渡し前に、理由の如何を問わず Park-PFI 基本協定が解除され、又は終了した場合、特定公園施設に関する本契約も解除され、又は終了する。その場合の原状回復については Park-PFI 基本協定第79条の規定に従う。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本契約書の変更)

第10条 本契約は、甲及び乙の書面での合意がなければ変更することができない。

(誠実協議)

第11条 本契約又は Park-PFI 基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第12条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関する紛争（調停を含む。）については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲： 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰 印

乙：

代表法人 【住所】
【商号】
【代表者】 印

構成法人 【住所】
【商号】
【代表者】 印

構成法人 【住所】
【商号】
【代表者】 印

別紙

特定公園施設一覧

- ・ 芝生広場
- ・ 園路
- ・ 遊具又は遊び場
- ・ 雨よけ・日よけができる休憩所
- ・ 木陰・緑陰
- ・ トイレ
- ・ 園名板
- ・ (テラスやベンチなどの休憩所)
- ・ (水遊び場)
- ・ (アーバンスポーツ施設)
- ・ (大屋根)

※事業者提案の内容に基づき更新